

## 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請事務フロー

『受領委任払いフロー』	『償還払いフロー』
①相談 被保険者から受領委任払いでの住宅改修についてケアマネジャー等に相談します	①相談 被保険者から住宅改修についてケアマネジャー等に相談します
↓	↓
②受領委任払同意 被保険者、ケアマネジャー及び住宅改修業者が協議し、居宅介護等住宅改修費の代理受領に関して同意します	
↓	↓
③事前申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、住宅改修支給の事前申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前申請書 ・住宅改修が必要な理由書 ・工事費見積書 ・完成予定の状態が確認できる平面図等 ・改修箇所ごとの工事前の写真で撮影日の入っているもの ・居宅介護等住宅改修費の代理受領に関する申出書	②事前申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、住宅改修支給の事前申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前申請書 ・住宅改修が必要な理由書 ・工事費見積書 ・完成予定の状態が確認できる平面図等 ・改修箇所ごとの工事前の写真で撮影日の入っているもの
↓	↓
④訪問調査 市は③の申請を受け、必要と判断した場合に調査を実施します	③訪問調査 市は②の申請を受け、必要と判断した場合に調査を実施します
↓	↓
⑤事前申請受付の通知 市は書類審査と④の訪問調査の結果により、保険給付として適当な改修と確認できた場合「事前申請受付のお知らせ」を発行します	④事前申請受付の通知 市は書類審査と③の訪問調査の結果により、保険給付として適当な改修と確認できた場合「事前申請受付のお知らせ」を発行します
↓	↓
⑥施工	⑤施工
↓	↓
⑦支給申請 住宅改修後、被保険者は次の書類を市に提出し、住宅改修費支給の申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任用) ・領収書(工事に要した費用の利用者負担額) ・市長あて請求書 ・工事費内訳書 ・完成予定の状態が確認できる平面図等 ・工事後写真で撮影日の入っているもの	⑥支給申請 住宅改修後、被保険者は次の書類を市に提出し、住宅改修費支給の申請を行います ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書 ・領収書(工事に要した費用) ・工事費内訳書 ・完成後の状態が確認できる平面図等 ・工事後写真で撮影日の入っているもの
↓	↓
⑧支給申請の決定及び支給 市は、⑦の申請について書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険受領委任払支給(不支給)決定通知書を送付後、住宅改修事業者の指定口座に振込みます	⑦支給申請の決定及び支給 市は、⑥の申請について書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付後、被保険者の指定口座に振込みます
<p>※訪問調査については、全ての工事が対象となるわけではありません</p> <p>※工事後の申請書提出は、工事前申請書を提出した支所又は長寿介護課に提出して下さい</p>	